

農業委員会会議録（概要）

会 議 名	3月定例農業委員会																											
開 催 日 時	平成22年3月23日（火）午前9時00分から午前9時50分まで																											
開 催 場 所	愛西市役所立田庁舎 3階 第一会議室																											
出 欠 席 者	別紙のとおり																											
協 議 事 項 等	<p>協議事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">議案第34号</td> <td>農地法第3条</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">議案第35号</td> <td>農地法第4条</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">議案第36号</td> <td>農地法第5条</td> <td style="text-align: right;">12件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">決定第13号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">165件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">専決報告</td> <td>農地法第3条の3第1項の規定による届出</td> <td style="text-align: right;">9件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">専決報告</td> <td>農地法第5条第1項第6号</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">専決報告</td> <td>現況証明願</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">報 告</td> <td>農地法第18条第6項の規定による通知書</td> <td style="text-align: right;">8件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">報 告</td> <td>農地法改良届書</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> </table>	議案第34号	農地法第3条	4件	議案第35号	農地法第4条	1件	議案第36号	農地法第5条	12件	決定第13号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について	165件	専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	9件	専決報告	農地法第5条第1項第6号	3件	専決報告	現況証明願	1件	報 告	農地法第18条第6項の規定による通知書	8件	報 告	農地法改良届書	4件
議案第34号	農地法第3条	4件																										
議案第35号	農地法第4条	1件																										
議案第36号	農地法第5条	12件																										
決定第13号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について	165件																										
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	9件																										
専決報告	農地法第5条第1項第6号	3件																										
専決報告	現況証明願	1件																										
報 告	農地法第18条第6項の規定による通知書	8件																										
報 告	農地法改良届書	4件																										
公開/非公開の別	公開																											
非公開の理由																												
傍 聴 人 の 数	0人																											
会 議 資 料	議事日程 議案書及び地図																											
審 議 経 過	別紙のとおり																											

農業委員会名簿

出席	役職	氏名	備考
出	会長	日永 熙	
出	副会長 (職務代理者)	祖父江 靖	
出	副会長	加藤 勘治	
出	副会長	吉川 靖雄	
出	委員	服部 多恵子	
出	委員	荻巢 征夫	
出	委員	野口 隆	
出	委員	藤原 智	
出	委員	加藤 薫	
出	委員	水谷 善一	
欠	委員	黒田 國昭	
出	委員	中野 英孝	
出	委員	鈴木 義英	
出	委員	濱田 恒雄	
出	委員	蜂須賀 時夫	
出	委員	伊藤 幹雄	
出	委員	服部 勝明	
出	委員	横井 博昭	

	役 職	氏 名	備 考
出	委 員	立 松 春 雄	
出	委 員	加 藤 清 治	
出	委 員	小 林 義 昭	
出	委 員	辻 義 則	
出	委 員	三 輪 清 博	
出	委 員	村 上 守 國	
出	委 員	野 口 ゆきゑ	
出	委 員	井戸田 幸 夫	
欠	委 員	安 田 秀 樹	
出	委 員	佐 藤 武 司	
出	委 員	古 野 正 史	
出	委 員	石 垣 謙 治	
出	委 員	野 田 峯 和	
出	委 員	堀 田 重 孝	
出	委 員	服 部 政 良	
出	委 員	植 田 秀 夫	
出	委 員	中 島 義 雄	
出	委 員	伊 藤 宗 雄	
欠	委 員	古 江 寛 昭	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	大 島 静 雄
課長補佐（事務担当）	鷲 野 継 久
係 長（事務担当）	鷲 尾 和 彦

発言者	内 容
会長	1.平成22年3月23日、農業委員会は立田庁舎3階第一会議室に招集された。
	2.出席・欠席委員は別紙のとおり
	3.本委員会の書記は次のとおりである。 課長補佐(事務担当) 鷲野 継久
	4.協議事項は、次のとおりである。
	議案第34号 農地法第3条 4件
	議案第35号 農地法第4条 1件
	議案第36号 農地法第5条 12件
	決定第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について 165件
	専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 9件
	専決報告 農地法第5条第1項第6号 3件
	専決報告 現況証明願 1件
	報 告 農地法第18条第6項の規定による通知書 8件
	報 告 農地改良届出書 4件
	開 会(午前9時00分)
	会長あいさつ
	本日の出席者数は34名で、定足数に達しておりますので、只今より3月定例農業委員会を開会します。
	審議に入ります前に、本日の議事録署名者を私より指名致します。
	議席番号6番 藤原 智(フジワラ サトシ)委員、
	議席番号7番 加藤 薫(カトウ カオル)委員を指名します。
	それでは、只今より議事日程に基づき議案審議に入ります。
議案第34号 農地法第3条 4件	
議案第35号 農地法第4条 1件	
議案第36号 農地法第5条 12件	
決定第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による当委員会の決定について 165件	
専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 9件	
専決報告 農地法第5条第1項第6号 3件	

	<table border="0"> <tr> <td>専決報告</td> <td>現況証明願</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>農地法第18条第6項の規定による通知書</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>農地改良届出書</td> <td>4件</td> </tr> </table>	専決報告	現況証明願	1件	報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	8件	報告	農地改良届出書	4件
専決報告	現況証明願	1件								
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	8件								
報告	農地改良届出書	4件								
事務局	<p>事務局から議案第34号 農地法第3条 4件についての説明をお願いします。</p> <p>農地法第3条1番～4番説明</p>									
会長	議案第34号 農地法第3条 4件について、質疑に移ります。									
委員	<p>議案番号3について質問します、市が所有している田を代替地にという事ですが、市町村が法的に農地を所有できるのか、次に市が代替として提供します2筆につきまして、市としましては普通財産で管理していますので、一般会計に買い戻さなければ、処分ができないのではないのでしょうか、次に代替地は納税猶予にかかっているのではないですか、かかっていたら、納税猶予をはずさなければ所有権移転登記ができないのではないですか、市としては購入する予算は議決されているが、交換対象としては、議決されていないと私は思いますが、この点についてお尋ねをします。</p> <p>もう一件ですが、交換しようとする2筆どうしの面積が大きな面積の差があるが等価交換されるかお尋ねをします。</p>									
事務局	<p>納税猶予には入っていないと思われ、また、等価交換かは事業課が行なっていますので、この場ではお答えできません。</p> <p>一般会計の件ですが、この場では資料及び事業課から聞いていないのでお答えできません。</p>									
委員	<p>回答に満足していないので、もう一度精査して、再度ご提案をしてください。</p> <p>市の所有していた農地には、納税猶予がかかっていないのは当然ですが、市が購入した土地は、納税猶予に入っていないかはっきりとしていただきたい。</p> <p>普通財産ですので、所有権移転をするには財政上の問題の中で、一般会計で買い戻していただいて、更地にしていただいて交換するなり、相手に処分するという手続きが本来の姿でありますので、確認をしていただきたい。</p> <p>それと、市の土地は相手の方へ売るので、</p>									
事務局	申請地については、替地の交換ということです。									
委員	議案でわかる範囲内でお聞きするのですが、愛西市が申請地を所有しているのですか、代替地はともかくとして、それを申請者へ売り渡すのが、今回の議案ですよね。									

会長	申請者が所有地を売った代替地として、購入すると判断しております。農業委員会として、会計上がどうかということはお答えしかねます。
委員	私もそのように思います。
委員	それは良くわかりますが、農業委員会としては独立した組織として法に触れるような案件について、精査して、議案に提出されるのが通常のあり方ではないですか。
会長	委員の言われる市の所有している農地が、代替地としてでも減少していけば、委員の以前から言っていることにも合ってくるのではと思いますが、いかがですか。
委員	過去の事は別としましても、私は法に基づいて手続きを進めるのが、我々の立場ですから、提案される前にすべてを精査してから取引すべきであって、事務局がわからないでは、事を進めることはできないと思います。あらゆる法に基づいて関与しながら、適正な許可、承認する立場だと思いたすがいかがですか。
会長	農業委員会としては、農地として健全にこの後、耕作に励んでいただければいいという判断です。
委員	購入される方に問題はないが、売る側の市に問題があるので、3条の許可をする前に土地を所有している立場として、もう一度精査する必要があると思う。例えば普通財産であれば、勝手に処分できないので、一般会計で買い戻してその形でなければ所有権移転登記はできません。
会長	農地を移動させるにおいて適正に次の方が、農地として利用される事に許可を与える、与えないかということ審議していただく場だと思っておりますので、前の事を言われてもわからないと思う。
委員	委員の言われるこの関係の申請について、農業委員会として受け付ける事は適当である。また、委員の言われる一般会計等の事の問題があれば最終的に取り下げる事で、取下げがこないと言う事は、市としても適正な申請だと言う事で農業委員会としては、進めていけば良い事だと思いたすし、そこまで農業委員会に関わることはない。
会長	市議会での承認はわからないが、農業委員会としての審議はしていただきたい。

委員	<p>土地に何らかの法的な不備があっても、農業委員会としては別に問題ないですよということですか、事務局長どうですか。</p> <p>新聞等で豊田市などで問題になっています、あらゆる法的な不備があって、農業委員会が勝手に許可したのではないかなど、色々な問題がでておりますが、おそらく法律に触れている事は、農業委員会も農地法に基づいて許認可をしている訳ですから一体的だと思いますよ。</p> <p>ただ農業をやる問題だけについて我々が判断して良いですよということを示せばいいんですかね。</p>
事務局	<p>3条の場合、相手が負債の対象になっていても3条ができれば、お互いが納得の上で出されたという解釈をします。</p> <p>この場合も3条につきましては、先ほどらい出ていますように、農地をどの様に農地として扱うかという問題を審議するのが農業委員会でございます。</p> <p>細部関係については、整ったから申請を出されたと言う事で、解釈しておりますし、申請そのものが整わないのに出されると言う事は考えておりません。</p>
委員	<p>申請書が出されたから正しいではなくて、申請書が事務局として、すべてが正しいというは、調査してこの場に議案として提出する訳ですから、申請者から届出があり、それはすべて正しいという理解のもとに、事務局はなにも審査もせず提出する訳ではないと思います。</p>
事務局	<p>他の委員さんも言われたように、3条というのは申請地が農地であるかどうかに着目して、申請者がはたして農地を買う資格があるかどうかを判断するのが、農業委員会の3条です。</p> <p>今委員は市の取得の経緯とか、議会の議決とかという話をして見えますが、譲渡人を審議するのではなく、譲受人が3条で買う資格があるかを判断する場所であって、市の所得の経緯とか、行政財産とか、普通財産等は審議しませんので、要は現状が農地かどうか、申請者がきちんと農地を耕作していただけるかを判断する場であります。</p>
委員	<p>買われた方が、農地を適正に今後経営されることが一つの規定であって、売ろうとしている方には、法的な不備があっても何ら農業委員会としては、問題ないと言う事ですかね、そのように理解していいですか。</p>
委員	<p>委員さん、このように考えられないかな、農業委員会としては、違法のものを是正する事も農業委員会の仕事なので、市が持っていたものを正式な形の農地として、今後管理できる形に是正するという考えはどうですか。</p>
委員	<p>先に質問した答えはいかがですか。</p>
事務局	<p>法的に不備があるかどうかというよりも、3条の主旨を説明させていただいて</p>

	<p>いますので、ご理解いただきたい。</p> <p>そこで、それで良いかといわれましても、3条の主旨説明をしていただいて、現状の農地が適正な農地かどうか、申請地が現地確認して、農地ですのでその農地を譲受人が公共事業用地に提供した事によって、お金ではなくて土地提供を受けることの3条の申請だと理解していただき審議をしていただきたいと思います。</p>
会長	<p>ご質問されている委員さんには、お答えになっていないかもしれませんが、農業委員会の役割としての判断だけはさせていただくが、市の財産のことを言われても、私どもはお答えできません。</p>
委員	<p>すべてのことにおいて、申請の時に、申請された方が正しく精査されていると理解のもとにおいて、事を進められるというのは危険がともなわれると思います。</p> <p>いいですよ、事務局がこれで正しい申請と思うならこれでいいですよ。</p>
事務局	<p>精査をしているかどうかは、精査して訂正するものは訂正して、この場に提出している訳で、先ほどらいでていますように農業委員会とは何をやる所かを、頭においていただきたい。</p> <p>3、4、5条と申請がでていますが、農業委員さんとしての協議の場というのは、この方が農業に資するために農地を買われるのか、また、それが正しい転用をされるのかという協議をする場だと私共は思っています。</p> <p>その視点で、委員さん方が判断をしていただいと考えています。</p>
会長	<p>よろしいですか、大変異議があるようですので、1件ずつ賛否を取りたいとおもいます、農地法第3条の許可申請について、議案番号1について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成です。</p> <p>議案番号2について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成とします。</p> <p>議案番号3について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>賛成多数としてお認めいただきたいということにします。</p> <p>議案番号4について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ということで可決決定します。</p> <p>農地法第3条の許可申請議案第34号4件について許可することに決定します。</p> <p>続きまして、事務局から議案第35号 農地法第4条 1件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第4条 1番説明</p>

会長	<p>議案第35号 農地法第4条 1件について、質疑に移ります。 では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。 賛成多数ですので、進達することに決定します。</p> <p>続きまして、事務局から議案第36号 農地法第5条 12件の説明をお願いします。</p>												
事務局	農地法第5条 1番～12番説明												
会長	議案第36号 農地法第5条 12件について、質疑に移ります。												
委員	議案番号1ですが、どのようなサービスをされるか。												
事務局	倉庫業で申請がでております。												
委員	市が以前に道路拡幅した場所ですが、信号もないので事故の起きないように対策をお願いしたい。												
事務局	そのように伝えます。												
会長	<p>では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。 賛成多数ですので、進達することに決定します。</p> <p>続きまして事務局から 決定第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定 165件の説明をお願いします。</p>												
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定165件説明												
会長	<p>決定第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定 165件について、質疑に移ります。 では、全委員にお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。 賛成多数ですので、異議なしと認められますので申出のとおり、市へ答申することに決定いたします。</p> <p>続きまして、事務局から</p> <table border="0"> <tr> <td>専決報告</td> <td>農地法第3条の3第1項の規定による届出</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>農地法第5条第1項第6号</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>現況証明願</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>農地法第18条第6項の規定による通知書</td> <td>8件</td> </tr> </table>	専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	9件	専決報告	農地法第5条第1項第6号	3件	専決報告	現況証明願	1件	報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	8件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	9件											
専決報告	農地法第5条第1項第6号	3件											
専決報告	現況証明願	1件											
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	8件											

報 告 農地改良届出書 4件

事務局

の説明をお願いします

農地法第3条の3第1項の規定による届出	1～9番説明
農地法第5条第1項第6号	1～3番説明
現況証明願	1番説明
農地法第18条第6項の規定による通知書	1～8番説明
農地改良届出書	1～4番説明

それでは、質疑に移ります。

それでは賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数ですので、全議案可決、承認をいただきました。これをもちまして、定例農業委員会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

閉 会（午前9時50分）

この議事録内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成22年3月23日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号6番委員 藤 原 智

議事録署名者

議席番号7番委員 加 藤 薫